

# 福岡県公報

平成20年11月28日  
第 2 9 0 2 号

## 目 次

### 告 示 (第1927号 - 第1940号)

麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく薬局開設者等の申出 (薬 務 課) .....	1
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	2
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	2
土地改良法第95条第 1 項に定める者の換地計画の適否決定 (農村整備課) .....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	3
土地収用法に基づく事業の認定 (用 地 課) .....	3
共同施行による土地改良事業計画の変更の認可 (農村整備課) .....	5
福岡県青少年健全育成条例第16条第 2 項第 4 号に規定する団体の名 称等 (青 少 年 課) .....	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	5
土地改良区の清算人の就任 (農村整備課) .....	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	6
公 告	
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	6
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	8

平成20年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表 公安委員会 (工業保安課) .....	10
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催 (警察本部生活環境課) .....	11

## 告 示

福岡県告示第1927号

薬事法 (昭和35年法律第145号) の規定により医薬品の一般販売業の許可を受けた者から麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) 第50条の26第 1 項の規定に基づく申出があったので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

申出者の名称	申出に係る店舗名称	申出に係る店舗所在地
ファイザー株式会社	ファイザー株式会社福岡営業所	福岡市博多区上呉服町10番10号 呉服町ビジネスセンター 3 階
ファイザー株式会社	ファイザー株式会社久留米オフィス	久留米市通町10番 4 号 富士火災久留米ビル 6 階

福岡県告示第1928号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市水城 3 丁目242 - 5、242 - 11、243 - 1、244 - 5 及び1104 - 6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
太宰府市水城 3 丁目 3 番20号  
伊藤 晃多

福岡県告示第1929号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アーガス鞆店
- (2) 所在地 福岡県田川市大字鞆字和田2322番の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	211 号	前	朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2788番3先から	10.0	150.0
				朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2778番1先まで	20.3	

			後	同上	10.0 ~ 20.3	150.0
朝 倉	一 般 国 道	211 号	前	朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2798番4先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2797番2先まで	9.5 ~ 11.0	90.0
			後	同上	9.5 ~ 23.0	90.0
朝 倉	県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 3048番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 4086番3先まで	10.0 ~ 45.0	1,320.0
			後	同上	10.5 ~ 45.0	1,320.0

福岡県告示第1931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2788番3先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2778番1先まで
朝 倉	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2798番4先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2797番2先まで

朝倉	八香	女春	線	朝倉郡東峰村大字宝珠山3496番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山3691番3先まで
----	----	----	---	--

福岡県告示第1932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成20年11月17日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉穂郡碓井町平山飯田土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成20年11月28日から 平成21年1月5日まで	嘉麻市役所碓井庁舎

福岡県告示第1933号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人YOU・ゆう
  - (2) 代表者の氏名  
木村 智子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区下上津役3丁目17番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法及び介護保険法に基づく各種事業、高齢者・障害者の日常生活・就労等についての支援に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1934号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人待雪草の会

(2) 代表者の氏名

牧瀬 嘉男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市横田847番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者自立支援法に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者に対する日常生活支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1935号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

宗像市

2 事業の種類

さつき松原コミュニティ広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県宗像市江口字臯月地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である宗像市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成20年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、宗像市が宗像市江口字臯月地内において、平成20年4月に整備したさつき松原遊歩道を健康づくり、自然学習、市民活動等に有効に活用できるよう、駐車場を兼ねた多目的に使用できるコミュニティ広場の整備を行うものである。

宗像市においては、平成17年6月、「第1次宗像市総合計画」を策定し、同計画において5つのまちづくりを推進することとしているが、その中に「癒しのまちづくり～歴史・観光の推進～」があり、宗像大社周辺を歴史拠点、国道495号沿いの美しい海岸線などを観光拠点と位置付け、豊かな歴史・文化遺産や自然などを活用

した観光の推進を図っている。その一環として、平成20年4月、国道495号沿いに観光情報の発信機能を有する観光物産館（道の駅むなかたに併設）をオープンするとともに、全国白砂青松100選に選ばれたさつき松原に遊歩道を設置したところである。

遊歩道は、気軽に森林浴、散歩を楽しむことができるため、観光物産館及び道の駅むなかたとの相乗作用もあって、利用者も増えている。

しかしながら、遊歩道利用者専用の駐車場がないため、路上駐車が見受けられるなど、交通上の危険がある。また、遊歩道を利用したウォーキング大会、自然学習、ボランティア団体による松の植樹活動や海岸清掃活動等が予定されており、これらの活動拠点、集散場所となるコミュニティ広場が必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、遊歩道利用者の利便性が向上し、周辺地域の観光拠点としての機能の充実に寄与するとともに、市民の健康づくり、各種市民活動の推進に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、交通の安全性に優れ、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、交通上の危険があること、また、遊歩道を利用した市民の健康づくり、各種市民活動を推進する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ

、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、宗像市から申請のあったさつき松原コミュニティ広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

宗像市役所（商工観光課）

福岡県告示第1936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が共同して行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
嘉穂郡碓井町平山飯田土地改良事業共同施行	平成20年11月14日


福岡県告示第1937号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第2項第4号の規定に基づき、図書類の制作又は販売を行う者で構成する団体を指定したので、同条第9項の規定により次のように告示する。

平成20年11月福岡県告示第1786号は、取り消す。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

団体の名称	当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類を表示する方法
日本映像倫理審査機構	<p>図書類の包装の用に供される物に当該団体が定める次の様式を貼付する。</p>  <p>2.7cm</p> <p>1.6cm</p>

福岡県告示第1938号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字尾倉3256 - 1及び3256 - 3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
行橋市行事五丁目6番12号  
樋口 サキ子

福岡県告示第1939号

解散した清算法人福岡市寺浦土地改良区から清算人の就任届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定

により次のように公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
舩越 英明	福岡市東区大字勝馬965番地
寄田 輝美	" 948番地
鍋島 喜代俊	" 1601番地2
鍋嶋 悦郎	" 408番地
奥村 幸一	" 595番地
上田 廣孝	" 587番地
上田 知和	" 576番地
井上 邦義	" 334番地

福岡県告示第1940号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市塔原西2丁目631-5、631-13、632-5、632-6、633-1、633-3、633-8、635-3、983-8、983-11、984-3及び984-5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区西新橋1丁目3番12号

新日本石油株式会社 代表取締役 西尾 進路

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

交通事故現場見取図外印刷 計23点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年2月10日（火）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年12月11日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	A A、A、B
03	02	活版印刷	
03	04	製本	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年11月28日（金）から平成20年12月8日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年11月28日（金）から平成20年12月8日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年12月11日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年12月12日（金）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
 

捜査用作業服上衣（表示入）	93着
捜査用作業服上衣（表示無）	93着
捜査用作業服ズボン	93本
捜査用作業帽	93個
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成21年2月27日（金）

(4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規



定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年12月19日現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

#### (6) 下記の条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

### 5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年11月28日（金）から平成20年12月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

### 6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

### 7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

### 8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年11月28日（金）から平成20年12月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

### 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年12月19日（金）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着)で行う。

#### 11 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

##### (2) 日時

平成20年12月22日(月)午前10時50分

#### 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を

提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

\_\_\_\_\_  
公告

平成20年度砂利採取業務主任者試験（平成20年11月14日実施）の合格者を次のように発表する。

平成20年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

合格者受験番号

7

公安委員会

福岡県公安委員会告示第383号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年11月28日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年12月22日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査

16：30～17：00

考査結果の公表  
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています